

新潟県条例第37号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第1条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第3項、<u>第5項</u>、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の2 (略)</p> <p>(54)の3 法第87条の3第3項、<u>第5項</u>、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村(法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村(以下「特定市町村」という。))を除く。)が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第3項、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の2 (略)</p> <p>(54)の3 法第87条の3第3項、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																												
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災局関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)</td> <td>三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市</td> </tr> <tr> <td>(1)～(59) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(60) 省令第81条第5項の規定による充てん設備保安検査証の交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(61) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市	(1)～(59) (略)		(60) 省令第81条第5項の規定による充てん設備保安検査証の交付		(61) (略)		(略)		<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災局関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)</td> <td>新 潟 市、三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市</td> </tr> <tr> <td>(1)～(59) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(60) 省令第81条第3項の規定による充てん設備保安検査証の交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(61) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	新 潟 市、三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市	(1)～(59) (略)		(60) 省令第81条第3項の規定による充てん設備保安検査証の交付		(61) (略)		(略)	
事 務	市町村																												
(略)																													
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市																												
(1)～(59) (略)																													
(60) 省令第81条第5項の規定による充てん設備保安検査証の交付																													
(61) (略)																													
(略)																													
事 務	市町村																												
(略)																													
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	新 潟 市、三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市																												
(1)～(59) (略)																													
(60) 省令第81条第3項の規定による充てん設備保安検査証の交付																													
(61) (略)																													
(略)																													

(5)～(9) (略)

(5)～(9) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号の表の改正（5の項第60号に係る部分を除く。）は、令和5年4月1日から施行する。